

Q 他の団体と連携して事業を実施することは可能ですか？

連携して事業を行うことは可能ですが、他団体に本助成金の中から資金を提供することは認められません。

弊会での助成では、助成の対象費目を絞っており、委託費は対象となっていないため、他団体への再委託の形は認められません。（公募要綱第Ⅱ部「4.助成内容」参照）

(例外) 助成対象団体が主体となり、助成対象団体が管理する支援対象家庭リストの家庭に対し、連携先団体と共同してこども宅食等を行う場合で、以下のような費用使途は例外的に認められます：

- 助成対象団体が購入した食品を、連携先団体から当該リスト先に宅配してもらう（※助成対象団体が食品購入の領収書を保有する）
- その際、連携先団体の配送ボランティアの人件費やガソリン代が生じる場合で、個人から助成対象団体に直接精算申請がされ、助成対象団体宛の領収書などの証憑が具備できる